

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和5年8月7日認可した。

令和5年8月15日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良区名	土地改良事業名
高松東南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上宮谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）引妻地区
四箇池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）春日川3号頭首工地区